

SI-ドローンスクール 受講規約

SI-ドローンスクール（運営会社：株式会社日本SI研究所。以下「当スクール」といいます）が提供するドローン講習サービス（以下「本サービス」といいます）の利用に関し、以下の通り受講規約（以下「本規約」といいます）を定めます。

第1条（本規約の適用）

本規約は、当スクールが提供する本サービスの全ての受講希望者（以下「受講者」といいます）に適用されるものとします。受講者は、本規約に同意した上で本サービスに申し込むものとします。

第2条（定義）

1. **「本サービス」**とは、当スクールが提供するオンライン講習、対面講習（座学）、実技講習、修了試験、およびこれらに付帯する一切のサービスを指します。
2. **「オンライン講習」**とは、インターネットを通じて提供する講義映像、教材テキスト、資料等のコンテンツ配信サービスおよびそれに付随する確認テストを指します。
3. **「対面講習」**とは、当スクールが指定する会場において対面形式で実施する座学講習を指します。
4. **「実技講習」**とは、当スクールが指定する会場においてドローン実機等を使用して実施する実技講習を指します。
5. **「受講者」**とは、当スクール所定の手続きに従い本サービスの受講申込みを行い、当スクールがこれを承諾した個人を指します。
6. **「受講料」**とは、本サービスの対価として、受講者が当スクールに支払う料金を指します。
7. **「ID等」**とは、オンライン講習の利用に必要なユーザーIDおよびパスワードを指します。
8. **「本コンテンツ」**とは、本サービス（オンライン、対面、実技を問わず）において当スクールが受講者に提供する講義映像、テキスト、資料、その他一切の情報を指します。

第3条（受講申込みと契約の成立）

1. 本サービスの受講希望者は、当スクールのウェブサイト等で定める所定の方法により受講申込みを行うものとします。
2. 受講希望者による受講料の支払いが完了し、当スクールが申込みを承諾する旨の通知（電子メール等）を発信した時点で、受講契約が成立するものとします。
3. 当スクールは、受講希望者が以下のいずれかに該当する場合、申込みを承諾しないこと、または承諾を取り消すことがあります。
 - 申込内容に虚偽、誤記、または記入漏れがあった場合（偽名、他人名義での申込みを含む）

- 過去に本規約に違反し、受講資格を取り消されたことがある場合
- 第5条（反社会的勢力の排除）に定める事項に該当する、またはその恐れがあると当スクールが判断した場合
- 16歳未満の場合、または16歳以上の未成年者で保護者の同意を得ていない場合
- 航空法に基づく技能証明の拒否、保留、取消、または停止の処分を受け、所定の期間を経過していない場合
- 航空法に基づく試験に関する不正行為により、試験の受験が禁止されている期間中である場合
- 受講者が希望する講座の定員に余裕がない場合
- 受講者が飲酒状態である、またはその恐れがあると当スクールが判断した場合
- ドローンの操縦に必要な身体的条件（両眼で0.7以上かつ片眼で0.3以上の視力（矯正可）、赤・青・黄色の色彩識別能力、日常会話の聴力など）を満たさない、またはドローン操縦に支障を及ぼす身体障害等があると当スクールが判断した場合
- ドローンに関する法令や安全ガイドラインの遵守を期待できないと当スクールが判断した場合
- その他、当スクールが受講者として不適当と判断した場合

第4条（受講料および支払方法）

1. 受講者は、当スクールのウェブサイト等で別途定める受講料を、原則として受講開始日の10日前までに、当スクールが指定する方法（銀行振込、クレジットカード決済等）で支払うものとします。ただし、別途支払期日を指定した場合はこの限りではありません。
2. 支払いに必要な手数料（振込手数料等）は、受講者の負担とします。
3. 当スクール所定の期日までに受講料の支払いが確認できない場合、受講契約は失効するものとします。

第5条（反社会的勢力の排除）

1. 受講者は、自己が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 受講者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わな

いことを確約するものとします。

- 暴力的な要求行為
- 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当スクールの信用を毀損し、または当スクールの業務を妨害する行為
- その他前各号に準ずる行為

第6条（ID等の管理）

1. 受講者は、オンライン講習の利用に際し発行されたID等を、自己の責任において厳重に管理するものとします。
2. 受講者は、ID等を第三者に譲渡、貸与、売買、または共有してはならないものとします。
3. ID等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害について、当スクールは一切の責任を負わないものとします。

第7条（受講環境および実施場所）

1. （オンライン講習）
オンライン講習の利用に必要な通信機器、ソフトウェア、およびインターネット通信環境は、受講者が自己の責任と費用において準備するものとします。受講者の利用環境に起因してオンライン講習が利用できなかった場合、当スクールは一切の責任を負わず、受講料の返金も行わないものとします。
2. （対面講習・実技講習）
対面講習および実技講習は、当スクールが別途指定する日時および会場において実施します。指定会場への交通費、宿泊費等は受講者の負担とします。
3. （実施の中断）
強風、雷、異常気象、その他やむを得ない事由により、屋外での実技講習を安全に実施できないと当スクールが判断した場合、講習を中断し、後日延期（振替受講）とすることがあります。受講者は当スクールの指示に従うものとします。

第8条（著作権・知的財産権）

本コンテンツに関する一切の著作権およびその他の知的財産権は、当スクールまたは正当な権利を有する第三者に帰属します。

第9条（禁止事項）

受講者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはなりません。

1. 本コンテンツを、当スクールの事前の許諾なく、方法（録音、録画、撮影、複製、改変、頒布、公衆送信（アップロードを含む）等）を問わず、利用または第三者へ提供する行為。
2. ID等を、受講者本人以外の第三者に使用させ、または複数人で共有・視聴する行為。
3. 当スクールまたは第三者の著作権、商標権、その他知的財産権、プライバシー、名

誉、信用を侵害する行為。

4. 当スクール講師、スタッフの指示、または講習会場の規則に従わない行為。
5. 修了試験において、カンニング、替え玉受験、その他一切の不正行為。
6. 他の受講者、当スクール講師、スタッフに対する迷惑行為、誹謗中傷、または講習の進行を妨げる行為。
7. 当スクールの設備、機材等を故意または重過失により破損させる行為。
8. 当スクールのサーバーやネットワークに不正にアクセスし、または過度な負荷をかける行為。
9. 指定された練習場所以外でのドローンフライト、またはスタッフの立会いのない状態でのドローンフライト。
10. 当スクールが指定した立ち入り禁止区域への立ち入り。
11. 当スクール施設内への以下の物品の持ち込み。
 - 銃砲刀剣類
 - 発火または爆発の恐れのあるもの
 - 異臭または騒音を発生するもの
 - 受講者自身が所持するドローン（当スクールが事前に許可した場合を除く）
 - その他、他の受講者や講習の妨げになると判断される物品
12. 法令または公序良俗に違反する行為。
13. その他、当スクールが不適切と判断する行為。

第10条（キャンセル・日程変更）

1. 受講契約成立後、受講者の都合により受講をキャンセルされる場合は、以下のキャンセル料が発生します。
 - 受講開始日の10日前（0:00）以前：キャンセル料なし
 - 受講開始日の9日前（0:00）～ 3日前（0:00）：受講料の30%
 - 受講開始日の2日前（0:00）～ 前日（0:00）：受講料の50%
 - 受講開始日の当日：受講料の100%
2. 支払い済みの受講料から前項のキャンセル料および振込手数料を差し引いた金額を返金します。
3. 受講者の都合により受講日程を変更する場合は、受講開始日の10日前（0:00）以降、当スクール所定の日程変更手数料（44,000円（税込）/人）が発生します。日程変更は、当スクールと日程調整のうえ、振替受講を行うものとします。

第11条（修了試験・修了証明書）

1. 当スクールは、所定の講習課程を修了した受講者に対し、修了試験を実施します。
2. オンライン講習においては、各単元の理解度を確認するための確認テストを実施します。
3. 受講者が第9条第5項（不正行為）に該当したと当スクールが判断した場合、当スクールは当該受講者の試験を直ちに中止させ、無効または不合格とすることができま
4. 修了試験に合格し、当スクールが定める修了条件を満たしたと認めた受講者に対し、修了証明書を授与します。
5. 基本講習に不合格となった場合、同日に予定されていた限定解除講習は実施不可と

なります。

6. 同日中に基本講習の再試験を希望する場合は、別途22,000円の再試験費用が発生します。
7. 再試験に向けて追加の講習を希望する場合は、1時間あたり15,950円の追加講習費用が発生します。
8. 実施不可となった限定解除講習は、会場手配の都合上、同日中の実施は不可となり後日への日程変更となります。この際、当スクール所定の日程変更手数料は免除とします。
9. 前項の日程変更に伴い、会場のキャンセル料等の実費が発生した場合は、当該実費を受講者に請求するものとします。

第12条（受講資格の停止・取消・契約解除）

1. 受講者が以下のいずれかに該当した場合、当スクールは事前の通知なく、当該受講者の受講資格を一時停止もしくは取り消し、または受講契約を解除することができるとします。
 - 本規約のいずれかの条項（特に第3条第3項（拒否事由）、第5条（反社会的勢力の排除）および第9条（禁止事項））に違反した、または該当することが判明した場合
 - 受講料の支払いを遅延し、または怠った場合
 - その他、当スクールが受講者として不適当と判断した場合
2. 前項に基づき受講資格が取り消され、または契約が解除された場合でも、当スクールは支払い済みの受講料を一切返金しません。また、これにより当スクールに損害が生じた場合、当スクールは受講者に対し損害賠償を請求できるものとします。

第13条（本サービスの変更・中断・終了）

1. 当スクールは、以下のいずれかの事由が生じた場合、受講者に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部を一時的に中断することができるものとします。
 - システムメンテナンス（定期的または緊急）の実施
 - 火災、停電、天災地変（地震、噴火、洪水、津波等）等の不可抗力による場合
 - 通信回線やコンピュータの障害による場合
 - その他、運用上または技術上、当スクールが中断を必要と判断した場合
2. 当スクールの都合により本講座の開催日時を変更または中止する場合は、講師の急病などやむを得ない場合を除き、原則として開催の5日前までに受講者に連絡します。この場合、受講者は振替受講または受講料の全額返金を選択できるものとします。
3. 当スクールは、本条に基づくサービスの中断または終了によって受講者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします（本条第2項に定める返金を除く）。

第14条（免責事項）

1. 当スクールは、本サービスの内容が受講者の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、および講習内容の理解や習熟度に個人差があることについて、何ら保証するものではありません。
2. 受講者が精神的に不安定な状態、または精神科・神経科等に通院している場合は、必ず担当医師等に相談の上、自己の責任において本サービスへの参加を決定するものとし、その決定の結果について当スクールは一切の責任を負いません。
3. 本サービスが特定の資格試験の合格や事業等における成果を目的とする場合であっても、当スクールは受講者の合格や成果を保証するものではありません。
4. 当スクールは、以下の事項について、一切の責任を負いません。
 - 受講者の携帯品、所持品の紛失、盗難、滅失または損傷
 - 当スクール施設内における盗難または損傷等の事故
 - 受講者自身または他の受講者の故意・過失・不注意によって生じた負傷および損害
 - 受講者が当スクールスタッフの指示および本規約に従わなかったことによって生じた事故
 - 受講者同士のトラブル
5. 本サービスの利用に関連して受講者と第三者との間で生じた紛争について、受講者は自己の費用と責任において解決するものとし、当スクールは一切の責任を負わないものとします。

第15条（損害賠償）

受講者が、故意または過失により当スクールの施設、設備、機材等に損害を与えた場合、受講者はその損害を賠償するものとします。

第16条（個人情報の取扱い）

当スクールは、受講者から取得した個人情報を、別途定める「プライバシーポリシー」に基づき適切に取り扱うものとします。

第17条（規約の変更）

1. 当スクールは、必要と判断した場合、受講者の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。
2. 規約変更後、当スクールが別途定める場合を除き、変更後の規約を当スクールのウェブサイト上に掲示した時点からその効力を生じるものとします。
3. 変更後に受講者が本サービスを利用した場合、受講者は変更後の規約に同意したものとみなします。

第18条（準拠法および合意管轄）

1. 本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。
2. 本サービスに関して紛争が生じた場合には、訴額に応じ、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

制定日：2019年10月1日

改定日：2026年07月10日